鏡石町内に“空き家”をお持ちの方へ

鏡石町空き家バンク

空き家情報
募集中！

「空き家バンク」とは？？

鏡石町内にある空き家の売却や賃貸を希望する物件所有者から、物件の情報を町に登録していただき、町ホームページ等へ掲載して利用を希望する方へ情報を提供する制度です。

【URL】https://www.town.kagamiishi.fukushima.jp/

町ホームページの情報はモバイル端末からもご覧いただけます。

☆「空き家バンク」のイメージ図☆

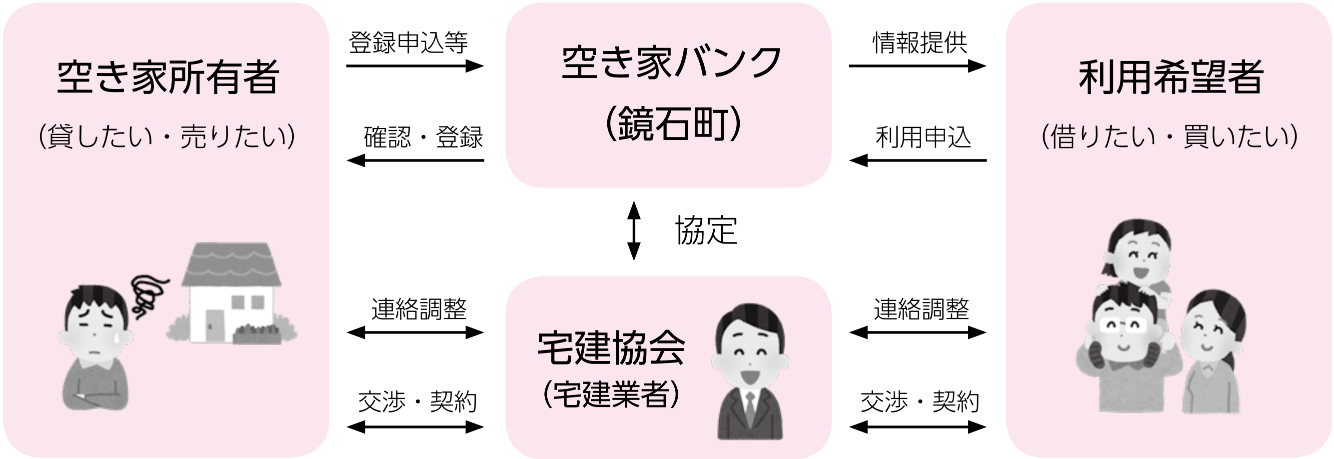

― 空き家利活用のための各種制度 ―

鏡石町では、空き家の有効活用、流通の促進を図り、移住・定住につなげるため、空き家に定住する方が行う「改修工事費用」及び「空き家に残された家財道具等の処分費用」に対し、一部を助成いたします。なお、工事等の着工の前に申請が必要となりますので、ご注意ください。

また、助成を受けるための条件等については、町ホームページでご確認ください。

①空き家改修費補助事業

空き家の定住者に対して１家屋につき、改修にかかった費用の２分の１（上限 20 万円）を補助します。

・子育て世帯（中学生以下の子どもがいる世帯）
・町内施工業者による改修工事
は、それぞれ 10 万円が加算されます（最大 40 万円）

②空き家家財道具処分費補助事業

１家屋につき、処分にかかった費用の２分の１（上限５万円）を補助します。

※空き家の取得後に持ち込まれた物品、家電リサイクル対象品の処分等は補助の対象外となります。

４ページ、５ページに関するお問い合わせ

総務課まちづくり調整グループ
☎ 62-2117　FAX 62-6553
E-mail：somu@town.kagamiishi.lg.jp

鏡石町 地域おこし協力隊 募集中！

鏡石町では、地域外の人材を積極的に誘致し、その定着・定住を支援しながら、地域の活力の維持・強化、地域の活性化を図るため、「鏡石町地域おこし協力隊」を募集しています。

１．主な活動内容

①商工観光振興（１名）
・農産物の６次化商品開発
・農産物を活用した地域づくり支援
・地域資源活用と販路拡大の対策
⇒鏡石まちの駅「かんかんてらす」の運営など

②農林業の振興（１名）
・農業普及の啓発活動及び事務
⇒田んぼアート事業の事務運営
・耕作放棄地再生、農作業支援等
⇒「かがみいし油田計画」（エゴマ、なたねの栽培支援等）
・地域間交流及び移住・定住の促進活動
⇒農業体験（移住者モニタリング）、移住コーディネーター）
・地域の情報発信に関する支援

２．応募資格

● 20 歳以上 45 歳未満の方（性別不問）
●三大都市圏をはじめとする都市地域等に在住している方で、採用後に鏡石町に住民票を移し、居住できる方　など

３．勤務形態・処遇

●基本８時 30 分～ 17 時 15 分（週５日勤務）
●雇用期間は令和３年３月 31 日まで
（ただし、町が認めた場合は、１年ごとに雇用期間を延長し、最長で３年までとします）
●賃金は基本月額 200,000 円
（所得税、社会保険料等が控除されます）
●健康保険、厚生年金、雇用保険に加入します
●雇用期間における住居は、町が町内に用意、家賃は町が負担します（引っ越しに必要な経費、光熱水費及び生活に必要な備品等は本人負担となります）
●事前に町の許可を得た上で、町が支給する賃金以外の収入を得ることを認めます

来て「かがみいし」住宅取得支援補助金制度

町では、「住んでみたくなる事業」の一つとして、町外から移住・定住するために、町内で住宅を取得した若者世帯・子育て世帯等へ最大 50 万円の補助金を交付します。

【補助対象及び要件】（いずれにも該当すること）

①世帯主が 40 歳未満の婚姻世帯、又は中学生以下の子供がいる子育て世帯、同じく父子・母子世帯
②町外から転入した若者世帯（転入日から住宅に入居した日までの期間が１年未満かつ転入日前３年において町内に住所を有していなかった世帯）
③鏡石町に住民登録され、補助対象住宅に５年以上居住すること（５年未満の場合は返還措置があります）
④新築・中古住宅等は、玄関、居室、トイレ、台所、浴室を備える一戸建て住宅で、居住用部分面積が 55㎡以上であること
⑤平成 31 年４月１日以降の住宅取得に係る契約であること
⑥住宅の所有権保存登記又は所有権移転登記完了日（増改築は工事の完了日）から起算して６ヶ月以内に必要書類を添えて補助金交付申請すること
⑦世帯全員に町税等の滞納がないこと
⑧その他補助金交付要綱に適合すること

【住宅取得補助金の額】

補助対象経費（契約金額等）の２分の１または下表により算出した額のいずれか低い額

建物区分	基本額	加算額		
		子育て世帯	二・三世代同居・近居	町内業者で建築・増改築
新築住宅取得	20 万円	10 万円	10 万円	10 万円
中古住宅取得（賃貸除く）	10 万円	10 万円	10 万円	10 万円
２親等以内の親族が居住中の物件で、増改築後に同居する転入世帯	10 万円	10 万円	―	10 万円

※県外からの転入者は、福島県の「来て ふくしま 住宅取得支援事業」の対象となりますので、最大で 70 万円の補助が加算されます（２親等以内の親族が居住中の物件で増改築の場合は対象外）。